相談支援関係Ｑ＆Ａ （和歌山市作成）

|  |
| --- |
| 問１　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の提出先はどこか。 |

（答）

　障害福祉サービス（障害者総合支援法に基づく介護給付費等・地域相談支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援、地域生活支援事業のうち移動支援事業、地域活動支援センターⅡ型、日中一時支援）については、基本的には、

①身体障害者、知的障害者、障害児（精神保健福祉手帳を所持しない方）は、和歌山市障害者支援課で担当する。

②精神障害者、精神保健福祉手帳を所持する障害児は和歌山市保健所保健対策課こころの健康対策班で担当する。

　サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の提出については、「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」により、利用者あて通知している。その通知文が「和歌山市福祉事務所長」のものは和歌山市障害者支援課へ、「和歌山市保健所長」のものは和歌山市保健所保健対策課こころの健康対策班に提出いただきたい。

　なお、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の提出は、全て和歌山市障害者支援課に提出いただきたい。

|  |
| --- |
| 問２　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書の提出が必要なのはどのような場合か。 |

（答）

　計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書は、新規に障害者総合支援法に基づく介護給付費等・地域相談支援、児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付を受ける場合に提出が必要である（セルフプランの場合、介護保険利用者を除く）。また、介護給付費等・地域相談支援、障害児通所支援の更新をする場合にも提出が必要である（セルフプランの場合、介護保険利用者を除く）。

　従って、例えば３年間の計画相談支援給付の支給決定を受けた方（３年ものサービスの利用決定を受けた方）の、１年ものサービスの更新を行う場合には、計画相談支援給付の支給決定済みなので、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書の提出は不要である。

　同様に、利用者の状況の変化により、サービスの追加、変更を行った場合でも、計画相談支援給付の支給決定期間内であれば、申請書の提出は不要である。

|  |
| --- |
| 問３　計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書の提出が必要なのはどのような場合か。 |

（答）

　計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書は、計画相談支援給付・障害児相談支援給付の支給決定を受けた方が、計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名を届け出るものである。

　従って、新規に計画相談支援・障害児相談支援を指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所に依頼した場合や、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更した場合に提出が必要である。

逆に、同じ事業所にずっと計画相談支援・障害児相談支援を依頼している場合は、計画相談支援給付の支給決定を更新した場合でも、改めて届け出る必要は無い。

|  |
| --- |
| 問４　サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案等の提出が必要なのはどのような場合か。 |

（答）

　サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案等の提出が必要なのは障害者総合支援法に基づく介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付、児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付を受ける場合に提出が必要なものである。（セルフプランの場合、介護保険利用者を除く。）

　①具体的には、提出が必要な場合は

・新規にサービス開始する時、既存のサービスに新規のサービスを追加するとき。

　　・別のサービスに変更する時（例）就労継続支援Ａ型事業から就労継続支援Ｂ型事業へ

②次の場合は、提出が不要な場合がある。

　　　・サービス量の変更。（短期入所　５日／月から８／月に。放課後等デイサービス　１０

日／月から２３日／月に。身体介護受給者に通院等介助の追加等。）

③次の場合は、提出が不要である。

　　　・地域生活支援事業（移動支援、Ⅱ型デイ、日中一時支援）の支給決定はサービス等利用

計画案・障害児支援利用計画案等の対象外なので、

㋐地域生活支援事業のみの新規・更新の場合。

㋑介護給付費・訓練等給付費・地域相談支援給付・障害児通所支援の支給決定を受けて

　いる方に、地域生活支援事業のみを追加する場合。

　　なお、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案等は、利用者の総合的な援助方針や解

決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等を作成するものなので、サービス

等利用計画案・障害児支援利用計画案等の対象者については、サービス等利用計画案・障害児

支援利用計画案等に、地域生活支援事業の利用に係る検討、利用計画も含めて記載が必要であ

ることに留意すること。

|  |
| --- |
| 問５　介護保険サービスの利用者についての計画相談支援はどのようになるか。 |

（答）

　　介護保険サービスの利用者は介護保険制度のケアプランの作成対象者となる。

　　介護保険制度のケアプランには障害福祉サービスも含めて計画を作成されるため、基本的には計画相談支援は不要であると考えられる。

ただし、障害固有のサービス（行動援護、同行援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用希望があって、和歌山市が支給決定に当たって、サービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者とする。

　なお、介護保険のいわゆる第３号被保険者（俗称：第２号被保険者で生活保護受給者）については、自立支援給付が介護給付に優先することから、計画相談支援は必要である。

　また、介護保険の介護認定を受けていても、介護保険サービスを利用していない方（ケアプ

ランの作成が無い方）も計画相談支援は必要である。

|  |
| --- |
| 問６　計画相談支援・障害児相談支援において、サービスの新規申請、更新、変更に係る必要書類はどのようになるか。 |

（答）

　①新規申請

　　　【支給決定前】

・サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（様式１－１）

・サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（週間計画表）（様式１－２）

　　　　・申請者の現状（基本情報）（別紙１）

　　　　・申請者の現状（基本情報）現在の生活（別紙２）

　　　【支給決定後】

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画（様式２－１）

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画（週間計画表）（様式２－２）

②更新申請

　　　【支給決定前】

　　　　・モニタリング報告書（様式３－１）

・サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案

・継続サービス等利用計画案・継続障害児支援利用計画案（週間計画表）（様式３ー２）

　　　　・申請者の現状（基本情報）（別紙１）

　　　　・申請者の現状（基本情報）現在の生活（別紙２）

　　　【支給決定後】

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画（様式２ー１）

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画（週間計画表）（様式２ー２）

③モニタリング（サービスの変更・追加が無い場合）

　　　　・モニタリング報告書（様式３ー１）

④変更申請（モニタリングの結果サービス内容見直し）

　　　モニタリングを実施した結果、サービスの種類や支給量の変更が必要な場合には、計画の見直しとともに関係者との連絡調整を行い、当該申請の勧奨を行うこととなる。

サー ビス等利用計画を変更する場合で、

㋐サービスの種類や量が変更になる場合

　　・モニタリング報告書（様式3ー1）（変更申請と同時に提出も可。）

　　　　・変更後のサービス等利用計画案（様式1ー1、1ー2）

　　　　・支給決定後、変更後のサービス等利用計画（様式2ー1、2ー2）を市へ提出

㋑曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合

　　　・モニタリング報告書（様式3ー1）

・変更後の継続サービス等利用計画案（様式3-2）

　　　　・申請者の現状（基本情報）（別紙１）（必要に応じ）

　　　　・申請者の現状（基本情報）現在の生活（別紙２）（必要に応じ）

　　　【支給決定後】

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画

・サービス等利用計画・障害児支援利用計画（週間計画表）

|  |
| --- |
| 問７　計画相談支援・障害児相談支援において、サービスの新規申請、更新、変更に係る必要書類の提出先及び書類原本あるいは写しの別はどのようになるか。 |

（答）

　　以下のとおり。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 障害者支援課（支給決定担当） | 障害者支援課（請求担当） | 保健対策課 | 相談支援事業所 | 各サービス提供事業所 | 本人 |
| 新規計画案 | 原本 | ー | 原本 | 写し | ー | 写し |
| 新規計画 | ― | 写し | ― | 原本 | 写し | 写し |
| モニタリング（サービス変更無） | ― | 写し | ― | 原本 | ― | 写し |
| モニタリング（サービス変更有） | 写し | ― | 写し | 原本 | ― | 写し |
| 更新・変更計画案 | 原本 | ― | 原本 | 写し |  | 写し |
| 更新・変更計画 | ― | 写し | ― | 原本 | 写し | 写し |

　　注：「原本」は利用者に応じ、障害者支援課 あるいは 保健所保健対策課 のどちらかになる。

|  |
| --- |
| 問８　障害福祉サービス受給者証番号、地域相談支援受給者証番号及び通所受給者証番号とは何か。 |

（答）

　　障害福祉サービス受給者、地域相談支援受給者及び障害児通所支援の受給者にはそれぞれ障害福祉サービス受給者証番号、地域相談支援受給者証番号及び通所受給者証番号が付けられている。

　　各々の番号の確認については、福祉サービス受給者証の２ページ、２０ページ、２９ページをご確認いただきたい。

|  |
| --- |
| 問９　計画相談支援・障害児相談支援において、サービス等利用計画案の作成、サービス等利用計画の説明、モニタリングの実施の際、自宅の訪問は必須か。 |

（答）

　　在宅の方については、サービス等利用計画案の作成に係るアセスメントに自宅訪問は必須である。モニタリングも同様である。しかし、サービス等利用計画案の同意及びサービス等利用計画の同意については、自宅訪問は必須のものではない。

　　同様に、グループホームの方は、グループホームに訪問してアセスメントやモニタリングを行い、

施設入所、療養介護の方は、施設に訪問してアセスメントやモニタリングを行う必要があるが、サービス等利用計画案の同意及びサービス等利用計画の同意については、それらの訪問は必須では無い。

|  |
| --- |
| 問１０　計画相談支援・障害児相談支援において、必ず相談支援専門員自らが行わなければならない業務は何か。 |

（答）

・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施

・利用者等へのサービス等利用計画案等やサービス等利用計画等の説明

・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取

以上については必ず相談支援専門員自らが行わなければならない。

その他の補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等）については補助職員に行わせることも可能である。（モニタリングにおいても同様）

|  |
| --- |
| 問１１　計画相談支援等のプロセスで効率化・省力化を図るために認められる内容はどのような　ことか |

（答）

　　以下、対象者の状況をよく把握のうえ、利用者の理解が十分で、後にトラブルが生じるおそれが無い場合に限り、効率化・省力化を図ることができるものとする。

① 初回面談

アセスメントについて、基準省令では、相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

②サービス等利用計画案等の作成

基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画案等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案等の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行い、その経過は文書に記録を残すこと。

③サービス事業所の調整・サービス担当者会議

基準省令では、サービス等利用計画等に位置づけた障害福祉サービス等の担当者を「招集」することとなっており、原則としては関係者全員の参加を得た上で開催することとなるが、サービス担当者に参加を求めても業務の都合等で欠席となる場合には、会議を開き直す必要はなく、出席できなかった担当者からは別途、意見を求め、それらを必要に応じてサービス等利用計画等に反映させる形で差し支えない。

なお、上記の方法で意見を求める場合は、意見交換を行った記録を文書で残すこと。

④サービス等利用計画等の作成・提出

上記②と同様に、基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、利用計画の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行い、その経過は文書に記録を残すこと。

⑤モニタリング

モニタリングの一環として行うアセスメントについて上記①と同様に、基準省令では相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

また、モニタリングの結果として、サービス等利用計画等に変更がある場合は、再度居宅等への「訪問」は必須ではなく、電話や郵送等による確認でも差し支えない。

なお、サービス提供日時の変更等軽微な変更又は変更がない場合は、利用者等への同意及びサービス担当者会議の開催は不要である。

|  |
| --- |
| 問１２　サービス等利用計画と各サービスの個別支援計画の関連性はどうなるか。 |

（答）

サービス等利用計画は、相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する。一方、個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成することとなり、相談支援専門員は、サービス提供事業者等と計画の内容についてサービス等調整会議等を通じ、調整を図る必要がある。

※サービス等調整会議に出席できなかったサービス提供事業者等にも、サービス等利用計画の写しを交付する等して、サービス等利用計画と各サービス提供事業者の個別支援計画の間に一貫性をもつものとするよう配慮されたい。

　　※サービス提供事業所が、計画相談支援を行っている事業所を知らないというような状況は起こり得ないと想定している。

　　※個別支援計画を指定特定相談支援事業所は入手して確認すること。

|  |
| --- |
| 問１３　支給決定を受け、サービス等利用計画を作成したが、サービス利用につながらなかった場合は報酬は算定できるか。 |

（答）

　　計画案を作成し、その案に基づき支給決定が行われ、決定に基づき計画を作成するまでが報

　酬の対象となっているので、サービス利用支援に係る報酬は算定できる。サービスを利用して

いない事については、モニタリングの際に計画の変更が必要か調整を行うこととなる。

|  |
| --- |
| 問１４　受給者証や支給決定通知等を、利用者では無く、相談支援事業所に送付してもらうことは可能か。 |

（答）

　　事前に利用者に了承を取っていれば、市に連絡をいただければ、受給者証や支給決定通知等を、利用者では無く、相談支援事業所に送付することは可能である。

|  |
| --- |
| 問１５　サービス等利用計画作成案作成に係る調査について、市の調査に同行することはできるか。 |

（答）サービス利用者の状況により、市の調査あるいは計画相談事業者どちらかのみでは充分な

調査が行えない状況にあると思われる場合は、市の調査に同行して調査するあるいは逆に市か

ら同行をお願いする場合もある。

　いずれも、前もって対象者の状況を把握し、連絡調整のうえ、必要ある場合、同行調査も可

能である。

|  |
| --- |
| 問１６　サービス等利用計画案等作成に係る関係書類の保存期間は何年間か。 |

（答）

　　関係書類の保存期間は５年間である。

|  |
| --- |
| 問１７　モニタリング期間の設定はどのようになるか。 |

（答）

　　基本的には、在宅の方は半年毎にモニタリングを設定。施設入所支援（あわせて支給決定する生活介護も含む）、療養介護の方は1年毎のモニタリングの設定を基本とする。

　　ただし、本人の状況や家族状況等により、それより短い期間でのモニタリングが必要と考えられる場合は、サービス利用計画案に必要性等を記載いただければ、例えば、３か月毎等の支給決定を行っている利用者もある。

また、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書にモニタリング報告書（様式3ー1）と変更後のサービス等利用計画案（様式1ー1、1ー2）を添付して変更申請すれば、モニタリング期間のみの変更（６ヵ月毎を３カ月毎にとか）することも可能である。

|  |
| --- |
| 問１８　サービス等利用計画案等作成に係る記入例等参考となるものはないか。 |

（答）

　　平成23年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「サービス利用計画の実態と今後のあり方

　に関する研究」報告書として、「サービス等利用計画作成サポートブック」が制作されている。

　小樽市ホームページ→事業者→福祉・介護→[特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者](https://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/fukusi_kaigo/soudan_sien/)

　→サービス等利用計画サポートブック

https://www.city.otaru.lg.jp/jigyo/fukusi\_kaigo/soudan\_sien/index.data/sapoto-book.pdf

|  |
| --- |
| 問１９　マイナンバーの取扱いについて、申請書等への番号の記入等を行う場合、どのようにしたらよいか。 |

（答）

　　平成２８年１月１日から、申請書には、マイナンバーの記載が必要となった。

　○本人が申請書を提出する場合

　　本人が申請書を記載する場合は、①本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、個人番号カード等）、②マイナンバー確認書類（個人番号通知カード、個人番号カード等）を示し、申請書にマイナンバーを記載することが必要となる。

　　郵送の場合は、申請書にはマイナンバーを記載し、上記の書類の写しを同封することが厳密には必要ということになる。

　○代理人として事業者が申請書を提出する場合

　　代理人が申請書を提出する場合は、①代理権の確認書類（法定代理人は戸籍謄本等、任意代理人は委任状。それが無い場合は、本人の健康保険証、障害者手帳等）②代理人の本人確認書類（運転免許証等）、③本人のマイナンバー確認書類（個人番号通知カード、個人番号カード等）を示し、申請書にマイナンバーの記載が必要となる。

　　郵送の場合は、申請書にはマイナンバーを記載し、上記の書類の写しを同封することが厳密には必要ということになる。

○申請の代行を行う場合

利用者本人が心身の機能低下や判断能力の著しい低下等により代理権の授与が困難な場合は、申請書にマイナンバ―は記載しない。

　○申請書について、本人が記入し、提出のみを頼まれた場合

　　本人が申請書を記載したものを提出のみする場合は、申請書にはマイナンバーを記載し、①本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、個人番号カード等）、②マイナンバー確認書類（個人番号通知カード、個人番号カード等）の写しを同封し、封筒等に入れ封をし、事業者がマイナンバ―を見ることができない状態にして市に提出することが必要である。

|  |
| --- |
| 問２０　指定特定相談支援事業所と和歌山市の委託相談支援事業所の関係はどのようになるか。 |

（答）

　　指定特定相談支援事業所は、サービス等利用計画に係る相談支援を行う。

サービス等利用計画案の記載事項は、①利用者及びその家族の生活に対する意向。②総合的な援助の方針③生活全般の解決すべき課題④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期⑤福祉サービス等の種類、内容、量⑥福祉サービス等を提供する上での留意事項⑦モニタリング期間となっている。明確に線引きできるものではないが、実際に指定特定相談支援事業所が調整できるのは、④～⑦が中心になると想定され、①～③に含まれる、家族を含めた援助や障害福祉サービス以外の支援、インフォーマルな支援については調整が難しいと想定される。そういう部分の支援については、委託相談支援事業所やその他の関係機関との協力、連携が必要となってくると考えられる。

 相談支援関係Ｑ＆Ａ （厚生労働省通知）

１ 指定基準関係

【設備基準】

|  |
| --- |
| 問１ 指定相談支援事業所の相談室と、併設される障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所の相談室を兼用することは可能か。  |

（答）

○ 指定相談支援事業所及び併設される障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所の運営に支障がない場合は、兼用して差し支えない。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ １指定基準関係‐１）

【受給資格の確認】

|  |
| --- |
| 問２ 指定基準において、受給者証により計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者であること等を確認することとされているが、サービス等利用計画案等の作成時点においては、受給者証が交付されていないため、不可能ではないか。  |

（答）

○ 当該規定は、支給決定後に、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供を求められた際の受給資格の確認について規定しているものである。

なお、サービス等利用計画案等の作成時点においては、市町村が通知する計画作成依頼書により市町村から依頼を受けた対象者であることを確認する。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ １指定基準関係‐２）

【取扱件数】

|  |
| --- |
| 問３ 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。  |

（答）

○ 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていない。

【補助の業務】

|  |
| --- |
| 問４ サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。  |

（答）

○ サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。

【アセスメント】

|  |
| --- |
| 問５ 児童福祉法に基づく障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準において、障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。 ①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所や日中通っている保育園等で行ってもかまわないか。 ②作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することでよいか。 |

（答）

○ 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、自宅訪問により生活環境を見ることが重要である。

よって、①～②とも障害児支援利用計画の作成に先立ち自宅訪問が必要である。

２ 指定事務関係

【指定に当たっての基本的な考え方】

|  |
| --- |
| 問８ 障害者のみを対象として計画相談支援を実施する場合には、指定特定相談支援事業所のみの指定でよいか。 |

（答）

○ お見込みのとおり。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ２指定事務関係‐４）

【指定権者】

|  |
| --- |
| 問10 指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。

なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ２指定事務関係‐６）

【指定権者】

|  |
| --- |
| 問11 指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続き如何。  |

（答）

○ 他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ２指定事務関係‐７）

【指定権者】

|  |
| --- |
| 問12 指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続き如何。  |

（答）

○ 当該市町村に変更届出書を提出することとなる。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ２指定事務関係‐８）

【相談支援専門員】

|  |
| --- |
| 問14 相談支援専門員は実務経験と研修の受講が要件となるが、相談支援の提供体制の確保のため、研修の受講に係る経過措置を設けていただきたい。 |

（答）

○ 相談支援専門員は、相談支援の質を確保するため、障害者等へのケアマネジメント技術等の研修の受講を必須としており、研修受講に係る経過措置を設けることは考えていない。

○ なお、平成２３年１０月から研修の実施主体を指定事業者まで拡大することとしたところであり、都道府県においては、当該指定制度の活用等により研修の実施体制の拡大に努めていただきたい。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ２指定事務関係‐９ 一部修正）

【相談支援専門員】

|  |
| --- |
| 問15 相談支援専門員の要件となる実務経験等について 県の担当者は、１年１８０日以上×５年でないといけないと言うが、通算で５年以上９００日以上を満たしていれば良いはずなので、１８０日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。

【相談支援専門員】

|  |
| --- |
| 問16 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。

なお、保健所については、診療所に準じたものと考えるほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。

【相談支援専門員】

|  |
| --- |
| 問17 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。  |

（答）

○ 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。

また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。

３ 支給決定通知・事務処理要領

【基本相談支援】

|  |
| --- |
| 問21 指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」と、「地域生活支援事業の相談支援事業」との関係についてお示しいただきたい。  |

（答）

○ 「地域生活支援事業の相談支援事業（財源は交付税措置）」は、指定相談支援事業者が行う「基本相談支援」とは異なり、障害者自立支援法に基づき、市町村の責務として必ず実施する事業として規定されているものであり、これまでと何ら変更がないものである。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐３）

【基本相談支援】

|  |
| --- |
| 問22 計画相談支援の対象者で、モニタリング月ではない時も随時相談があったり、電話が頻回で対応をしなければならない場合も基本相談支援で対応をしなければならないのか。 こういう場合は、委託相談支援事業所が担当することとしてよいか。 または、地域定着支援事業で対応することはできないか。  |

（答）

○ 計画相談支援以外の相談支援が日常的に必要な場合は、委託相談支援事業所と連携したり必要に応じてモニタリングの回数を増やすなどの対応も検討されたい。

地域定着支援の対象となる者（単身等であって地域生活が不安定な者）である場合には、支給決定の上で地域定着支援で対応することも想定される。

【対象者】

|  |
| --- |
| 問23 地域移行支援及び地域定着支援の給付決定に当たり、サービス等利用計画の作成は必須か。 |

（答）

○ 地域移行支援・地域定着支援を利用する者についてもサービス等利用計画の作成対象者となる。（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐４　市修正）

【対象者】

|  |
| --- |
| 問24 地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。 |

（答）

○ お見込みのとおり。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐18）

【対象者】

|  |
| --- |
| 問26 重度包括支援の利用者も計画相談の対象という扱いでよろしいか。  |

（答）

○ 重度包括支援を利用する場合も、サービス等利用計画案は必要である。重度包括支援を利用する場合はニーズ等が複雑な場合が多いと思われ、相談支援事業者によってニーズ整理を行い他の障害福祉サービス等の利用も検討した上で、重度包括支援の利用となることが想定される。

なお、重度包括支援の場合、通常の調整はサービス提供責任者が行うので、支給決定の最終月のモニタリング（継続の可否の判断）のみ行うことを想定して、１年に１回のモニタリングとしているところである。

【対象者】

|  |
| --- |
| 問27 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。  |

（答）

○介護保険制度のケアプラン作成対象者は、基本的にはサービス等利用計画の作成対象外である。（和歌山市補足）

○市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。

○ 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成するべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐19 一部修正）

【支給決定プロセス】

|  |
| --- |
| 問29 サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請後直ちに行うこととしているが、市町村への計画案の提出は障害支援区分の認定後ということでよいか。 |

（答）

○ サービス等利用計画案等の提出依頼は、申請から支給決定までの期間の短縮化を図るため、申請後直ちに行うこととしているが、介護給付費に係るサービス利用に当たっては障害支援区分の認定を踏まえてサービス等利用計画案等を作成する必要があるため、当該計画案の提出は障害支援区分認定後となる。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐17　一部修正）

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問35 サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。  |

（答）

○ 単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。

なお、モニタリング期間については、市町村において、標準期間を踏まえ、サービスの種類や量、その他の状況等を勘案して個別に判断されたい。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐15）

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問36 障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。 |

（答）

○ 障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握した上でサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問37 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。 |

（答）

○ お見込みのとおり。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐９）

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問38 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、障害者等が当該相談支援専門員を希望する場合は、「市町村がやむを得ないと認める場合」として、引き続き当該相談支援専門員によるモニタリング等を認めてよいか。 |

（答）

○ 障害者等が希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該障害者等に制度の趣旨を説明し理解を求めること。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐10）

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問39 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでよいか。 |

（答）

○ お見込みのとおり。

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問40 計画作成後に遠方の施設に入所した場合、モニタリングは現に契約している指定特定相談支援事業所から施設の近くの事業所に委託可能か。 |

（答）

○ 業務のすべてを他の事業所へ委託することは認められない。

遠方の施設であって事業所が出向くことができない場合は、施設の近くの相談支援事業所に引き継ぐことが想定される。

【モニタリング】

|  |
| --- |
| 問41 サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。 |

（答）

○和歌山市では、モニタリング報告書については、作成するたびにに提出する必要がある。

４ 報酬関係

【請求のタイミング】

|  |
| --- |
| 問45 サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分（以下の場合は平成２４年４月分）として翌月に請求するのか。 |

（例）

支給決定の通知日4月10日 計画作成4月20日 ｻｰﾋﾞｽの有効期間5月1日～

４月分として５月に請求

（答）

○ お見込みのとおり。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ４報酬関係‐２ 一部修正）

（Ｈ２４．８．３１ 平成２４年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ 問44

一部修正）

【請求のタイミング】

|  |
| --- |
| 問46 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。  |

（答）

○ 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。

【障害児相談支援対象保護者に指定計画相談支援を行う場合】

|  |
| --- |
| 問47 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。 （Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐６）

【介護保険の対象者の場合】

|  |
| --- |
| 問48 介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。 介護保険のケアプランを作っている者と障害者自立支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が１００％請求できるのか。 |

（答）

○介護保険制度のケアプラン作成対象者は、基本的にはサービス等利用計画の作成対象外である。市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。 （和歌山市補足）

○ 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両者で調整しながらプランを作成する必要がある。

【申請却下の場合】

|  |
| --- |
| 問49 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ３支給決定通知・事務処理要領‐14）

（Ｈ２４．８．３１ 平成２４年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ 問43）

【利用者が死亡した場合】

|  |
| --- |
| 問50 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案の作成はしたが、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得る前に利用者が死亡した場合は、サービス利用支援費の算定は可能か。 |

（答）

○ サービス利用支援費の算定はできない。

【継続サービス利用支援費】

|  |
| --- |
| 問51 モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る勧奨が必要ない場合であっても、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の報酬は算定できるか。 |

（答）

○ 算定できる。

（Ｈ２４．３．６ 相談支援関係Ｑ＆Ａ ４報酬関係‐１）

（Ｈ２４．８．３１ 平成２４年度障害福祉サービス等報酬改定に関するＱ＆Ａ 問42）

【契約変更した場合】

|  |
| --- |
| 問52 指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定相特定談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。 |

（答）

○ 契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行った上で継続サービス利用支援費を算定することは可能である。

【計画相談支援給付費の算定の考え方】

|  |
| --- |
| 問53 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。  |

（答）

○ サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,600単位、継続サービス利用支援費については1,300単位しか算定することはできない。

○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

○ サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。

【同一の月に指定サービス利用支援を複数回行う場合】

|  |
| --- |
| 問54 障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を２回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を２回分算定してもよいか。  |

（答）

○ サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,600単位しか算定することはできない。

【同一の月に指定継続サービス利用支援を複数回行う場合】

|  |
| --- |
| 問55 モニタリング期間が１月（毎月）ごとと決定されている利用者で、やむを得ない事由により継続サービス利用支援を行うのがモニタリング月の翌月となった場合、前月実施予定だった継続サービス利用支援と当月実施予定となっている継続サービス利用支援を同一の月に行うことになるが、継続サービス利用支援費は２回分算定することは可能か。 |

（答）

○ 継続サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,300単位しか算定することはできない。

【指定継続サービス利用支援を行った結果指定サービス利用支援を行う場合】

|  |
| --- |
| 問56 継続サービス利用支援を行った結果、利用者の状態に変化があり、新たな支給決定若しくは支給量の変更等の必要が生じた場合、新たなサービス等利用計画を作成する必要があるので、継続支援サービス利用ではなくサービス利用支援として1600単位/月を算定できるか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。

○ なお、継続サービス利用支援を行った結果サービス等利用計画を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング（継続サービス利用支援）で行えているため、月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

【同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合】

|  |
| --- |
| 問57 継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。 継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいか。  |

（答）

○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。

【同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合】

|  |
| --- |
| 問58 障害福祉サービスの体験利用（短期間）を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。 |

（答）

○ 同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。

さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。

【契約変更した場合】

|  |
| --- |
| 問59 契約変更前の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合は、同一月に契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できるか。 |

（答）

○ 契約変更後の指定特定相談支援事業者が継続サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定できるが、その場合には、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できない。

このような場合、変更前の指定特定相談支援事業者は、転居等に関する利用者の意向を確認しておくべきである。

なお、契約変更後の指定特定相談支援事業者にケースを引き継ぐ場合には、ケースを円滑に引き継げるよう配慮すること。

【契約変更した場合】

|  |
| --- |
| 問60 障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。  |

（答）

○ 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。

【契約変更した場合】

|  |
| --- |
| 問61 サービス利用支援を行った後に、指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、同一の月に契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、契約変更前の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定することは可能と考えるが、いかがか。  |

（答）

○ お見込みのとおり。

【転出・転入】

|  |
| --- |
| 問62 サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った後に、利用者が市町村外に転出し、同一の月に転出先の市町村で障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を別の指定特定相談支援事業者が行った場合、両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。 |

（答）

○ お見込みのとおり。

転出に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であってもサービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定できる。

この場合、指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先の指定特定相談支援事業者に円滑に引き継げるよう配慮すること。

【障害児から障害者へ切り替わる際の取扱い】

|  |
| --- |
| 問63 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。  |

（答）

○ 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

例）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １月 | ２月  | ３月  | ４月 | ５月  | ６月 |
| 障害児相談支援放課後等デイサービス |  | 継続障害児支援利用援助費計画相談支援 | 生活介護サービス利用支援費 |  |  |